

(2) 若年出産世帯奨学金返還支援補助金

1 補助対象者

令和5年4月1日以降に児童を出産し、出生時に父母ともに29歳以下であり、かつ、特別な事情により町長が認めた場合を除き当該出生児童（以下「対象児童」という。）と同居し、これを養育する者

ただし、補助金の交付申請は対象児童に対し1回限りとするほか、他の地方公共団体が実施するえひめ人口減少対策総合交付金を財源とした同趣旨の補助金の交付決定を受けた者は、その額に関わらず申請できないものとする。

2 補助対象経費

対象児童の出生日から1年以内に、申請者及び同居する配偶者が返還した、以下の奨学金（繰上償還を含む。）

ただし、他の奨学金返還支援事業により同一の期間を対象とした給付を受けている場合は当該期間に係る返還額を対象外とするほか、過去又は現在において返還金を滞納した事実があるときは、全部の期間を対象外とする。

ア 日本学生支援機構の第一種及び第二種奨学金

イ 愛媛県奨学資金

ウ 伊方町奨学資金

エ その他、町長が認めた奨学金等

3 補助限度額：20万円（対象者1人当たり）

申請者及び配偶者のいずれも補助対象となる奨学金を返還した世帯にあっては、それぞれ20万円を上限として合計40万円が交付限度額となるが、いずれか1人の返還金に対して20万円を超えて交付することはできない。

4 提出書類

(1) 人口減少対策総合支援事業補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 若年出産世帯奨学金返還支援補助金申請明細書

(3) 補助金振込先口座の通帳写し等（金融機関名、支店名、口座種別、口座番号、口座名義人が明記されたもの）

(4) 申請者、配偶者等（ひとり親世帯において対象児童の認知者がいる場合は認知者。以下同じ。）及び対象児童（以下「関係3者」という。）の関係性が分かる書類（住所、続柄及び対象児童の出生日時点の父母の年齢を確認することができる場合は住民票、確認できない場合は、関係3者の関係性等が分かる戸籍謄抄本及び附票）

ただし、認知者のいないひとり親世帯にあっては、申請者と対象児童に関する上記内容が分かる書類

(5) 対象児童の母子健康手帳の発行自治体、発行日、交付番号及び母子の氏名が分かる部分の写し

- (6) 申請者及び配偶者にあつては、町税の滞納がないことを示す書類（完納証明書）
- (7) 奨学金等の貸与を証する書類（奨学金貸与機関が発行したもの。）
- (8) 補助対象期間中に奨学金等を返還したことを証する領収書等（預金通帳の名義人及び返還額が分かる部分の写し又は領収証等の写し）
- (9) 返還開始後、滞りなく返還していることを確認するため、申請日までの奨学金等の返還額を証する書類の写し（預金通帳、領収書等の写し）
- (10) 返済計画を確認することができる書類

5 交付申請受付期限、受付方法その他留意事項

- (1) 受付期限：令和6年3月8日（金曜日）必着
- (2) 受付方法：提出書類等を下記の申請受付窓口に持参又は郵送すること。
ただし、郵送による申請については、上記受付期限を超えて到着した場合は受付したものとみなさない。
なお、町は、郵送中の事故、紛失その他いかなる事情についても関知しない。
- (3) その他留意事項：上記受付期限内に受付した場合にあつても、別に町長が定める期限までに申請者が提出書類の修正等に応じないとき又は申請書に記載の連絡先への通知に対して返答がないときは、町長は当該申請について不交付の決定をすることができる。

6 申請受付窓口・問合せ先

〒796-0301 西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1 伊方町保健福祉課
電話 0894-38-0217

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで

ただし、伊方町の休日を定める条例（平成17年伊方町条例第3号）第1条第1項各号に掲げる町の休日を除く。